

大和市告示第162号

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年7月31日

大和市長 大 木 哲

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する  
基準等を定める要綱の一部を改正する要綱

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱（平成29年大和市告示第74号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「法第59条の2」を「法第59条の2第1項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 法第59条の2第2項の規定により算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費を算定する場合における第1項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。